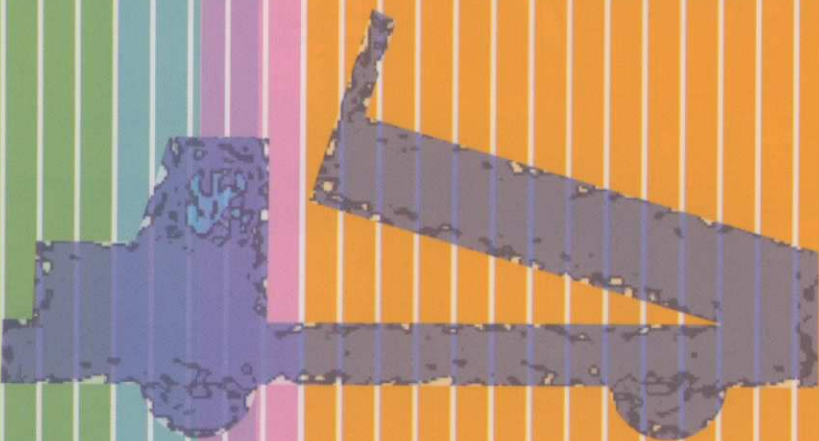
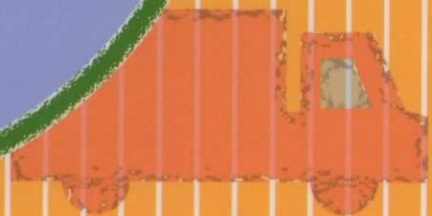


2004

近畿共済の現状

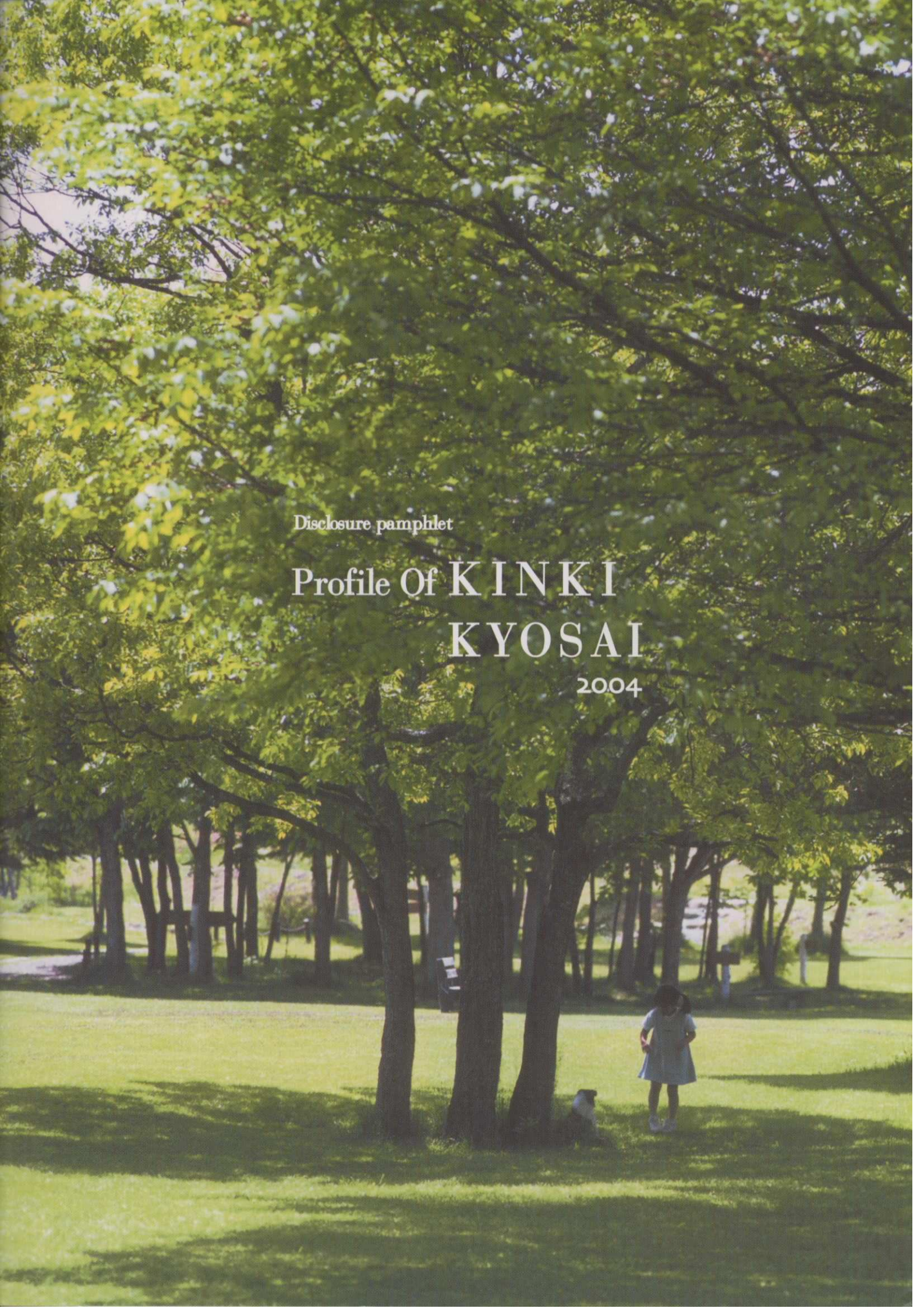
Disclosure pamphlet

# Profile Of KINKI KYOSAI



近畿交通共済協同組合





Disclosure pamphlet

Profile Of KINKI  
KYOSAI  
2004



## ごあいさつ

近畿交通共済協同組合  
理事長  
坂本 克己

謹啓 トラック運送事業者の皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。われわれトラック運送業界は、イラク戦争や中国の経済発展等による燃料価格の急騰のほか、環境対策や運賃等様々な問題をかかえており、自助努力では解決しきれない点が多々ある中で、日夜厳しい経営をしいられております。

近畿共済は、昭和45年大阪万国博覧会の年に大阪でトラック運送事業者の相互扶助に基づく協同組合として自動車共済を事業として、全国に先駆けて設立され奈良、和歌山、滋賀、京都と事業地域を拡大して今日に至っております。近畿共済の昨年度(平成15年度)決算は税引前の当期利益で9億6千9百万円を計上致しまして、前年を上回る良好な結果となりました。設立以来、順調に業容を拡大して、現在では、近畿共済だけで運用資産が140億円を超え、全国のトラック共済によって設立された全国トラック交通共済協同組合連合会や民間の再保険会社に再共済(再保険)をして、万一の高額賠償事案に対しても万全の補償体制を築いております。現在は、万全な事故処理態勢を築き上げてご契約いただいている組合員の皆様のご満足をいただける業務を推進しております。さらに、事故防止活動に積極的に取り組み、事故防止セミナーや個別の組合員を対象とした講習会を開催いたしまして、事故の防止に取り組んでおります。また、当組合全額出資にてキンコウセーフティ株式会社を平成13年に設立致しまして、近畿共済本体では取り扱っていない積荷保険を始めとした損保商品や事業者保険等の生保商品を代理店として取扱っておりますので併せてご検討願います。近畿共済は、トラック運送事業者の経営の一助となるべく、皆様の利益に奉仕する協同組合の理念に基づき運営してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

敬具

## CONTENTS

|          |       |              |       |
|----------|-------|--------------|-------|
| 理事長あいさつ  | 1     | 契約ガイド        | 12~13 |
| 組合のヴィジョン | 2~3   | 事故処理サービス     | 14~15 |
| 沿革       | 4~5   | 事故防止サービス     | 16~17 |
| トピックス    | 6~7   | 過去5年間の推移     | 18~22 |
| 業績概況     | 8~9   | トラック共済ネットワーク | 23    |
| 商品ラインナップ | 10~11 | 組合概況         | 24~25 |



# 21世紀に歩みだした近畿共済

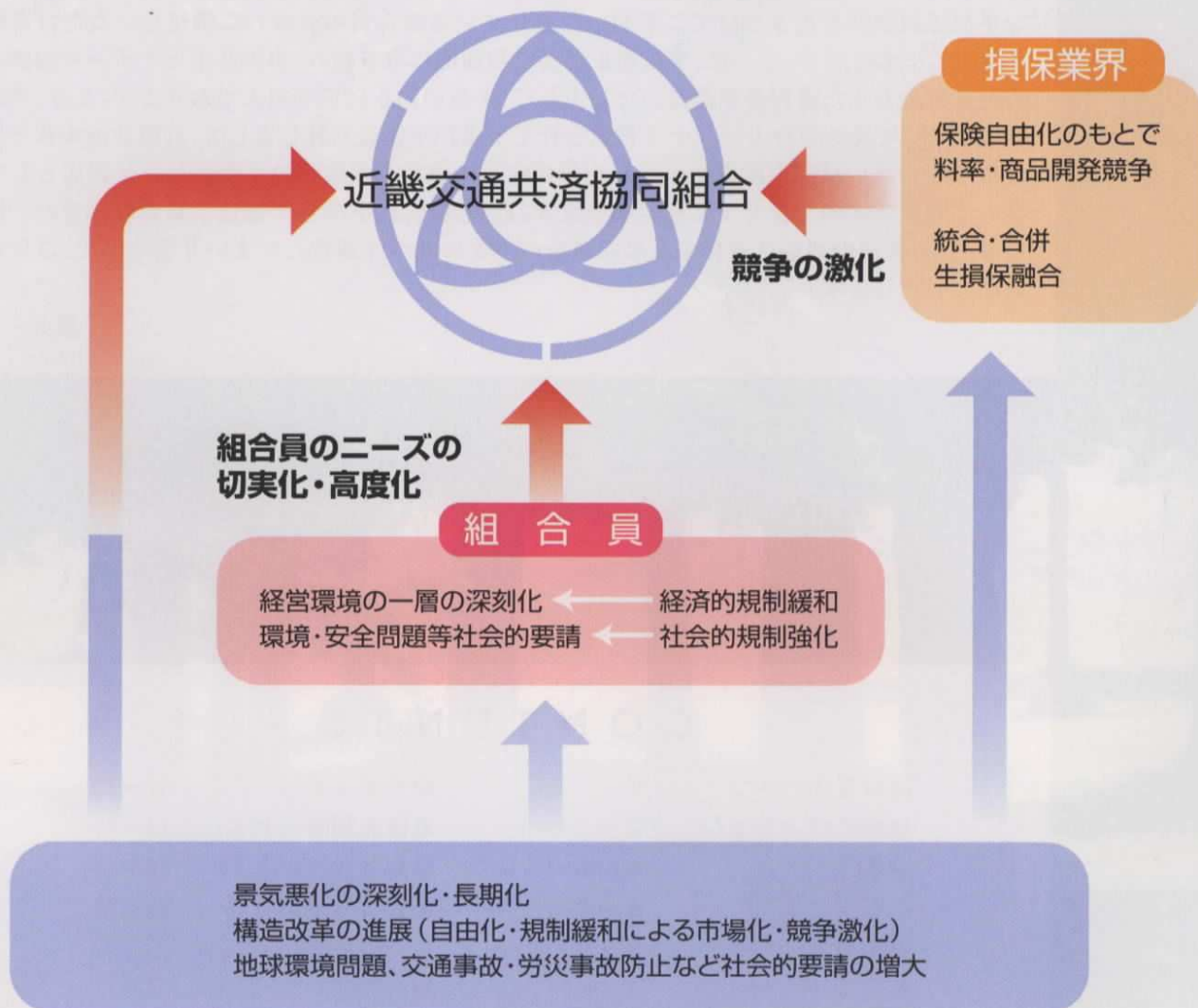
## 近畿共済を取りまく環境変化

近畿共済の基盤であるトラック運送業界は、長期化する深刻な不況のもとで低迷する物流輸送需要、荷主の物流コスト削減要求による運賃水準の低下、規制緩和による新規参入の急増による競争の激化に加え、環境問題や安全問題などの社会的要請への対応が求められるなど、非常に厳しい経営環境にあります。

一方、損害保険業界は「日本版金融ビッグバン」の完成に向けて、1996年の改正保険業法施行以来、保険料率の自由化、商品の多様化が急速に進展するとともに、外資・異業種からの参入、損保会社の統合・合併、生保と損保の提携・融合が劇的に展開する中で、各社の競争は一層激しさを増しています。

このように近年の劇的な環境変化のもとで、近畿共済は来年2005年創立35周年を迎えます。これからの時代は、変化に対応しつつ、未知の領域を自ら切り拓いていくチャレンジ精神と創造力が求められています。

## 近畿共済をめぐる環境変化





Disclosure pamphlet

# Profile Of KINKI KYOSAI

## 2004

### 新しい時代を目指す近畿共済の取り組み

近畿共済は、近畿地方2府3県の貨物運送業界の多数が参加する業界自らがつくった地域に根ざした協同組合であること、交通事故による損害賠償というリスクから事業を守るための自動車共済に特化した事業を行う組合であることに特色があります。だからこそ、組合員の協力で契約獲得費用を節減したり、交通事故防止の相互努力によって事業費や損害率を抑えて、損保料率に対して比較して優位な低い共済掛金を維持することができました。

しかし、当組合も市場化進展の影響のもとで、「顧客」である組合員から選ばれ支持される事業であるためにも、組合員のニーズに的確に応えられる商品とサービスの提供により独自の信頼とブランド力を培っていかねばなりません。組合員の相互扶助という基本精神を大切にしながら経済社会の急速な変化への柔軟な対応を図りつつ今後の事業展開をしていきます。

1. トラック運送事業者のニーズに応える商品・サービスの企画開発・販売力のアップ
2. 組合員への還元に重点を置いた事業運営
3. 組合員と組合の「顔と顔が見える」地域に密着したコミュニケーションを大切にする運営とサービスの推進
4. 健全な経営とリスク管理、IT対応の促進や人材の育成による経営体質の強化
5. 適正な事故処理による交通事故被害者救済や交通事故防止活動等を通じた社会貢献



# 近畿共済の沿革

昭和30年度後半以降の高度経済成長期におけるモータリゼーションの急速な進展とともに、交通事故も年々多発する中で、とりわけ事業用貨物自動車は高い事故発生率を記録していました。こうした情勢のもと、慢性的な赤字状態がつづく損保業界では、トラック事業者に対して契約拒否の姿勢をとるとともに、料率面でも昭和44年11月に自賠責保険料を平均96.5%引上げ、翌年6月には任意の対人賠償保険料を平均89.0%引上げるという厳しい事態に至ったことから、トラック業界では、企業防衛のために交通共済事業の制度化を余儀なくされることとなりました。

昭和45年3月から大阪において万国博覧会が開催されるにあたり、来阪する外国人の人身事故が生じた場合の高額補償を危惧した大阪府トラック協会は「万国博外国人交通事故賠償共済会」を発足、さらに同年8月「大阪府交通共済協同組合」が創立、事業を開始するところとなりました。

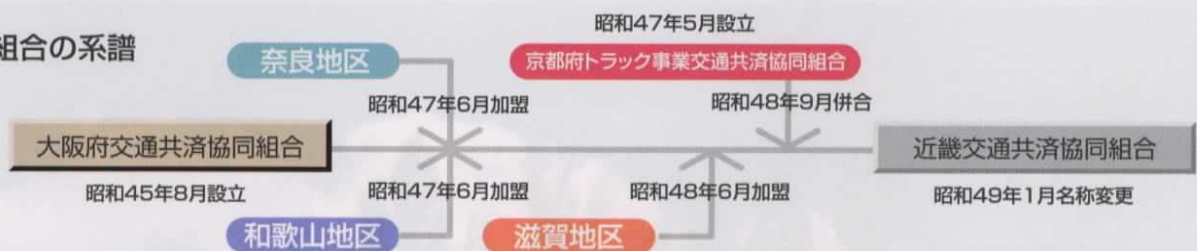
当組合の着実な事業推進を契機としてトラック共済制度は

全国に広がり、昭和47年8月各地のトラック共済(7単協)による連合会である全国トラック交通共済協同組合連合会を大阪の地に設立しました。

その後当組合は、トラック共済のパイオニアとして、損保業界の動きに対応して商品やサービスの充実を図り、組合員のニーズに対応した共済事業を展開いたしました。平成13年には、自賠責共済事業に参入するとともに子会社キンコウセーフティ㈱を設立、損害保険および生命保険代理店事業を開始し、総合的に組合員の事業リスクをカバーする制度を整えました。

当組合も平成17年に創立35周年を迎えますが、本格的な規制緩和・自由化の時代のなか、損保業界においては激しい商品開発、料率競争が繰り返される情勢のもとで、当組合は創立以来の「組合員第一」の姿勢を基本に、時代の動きに的確に対応できる強固な経営基盤を確立し、さらなる発展を目指して引き続き努力してまいります。

## 当組合の系譜

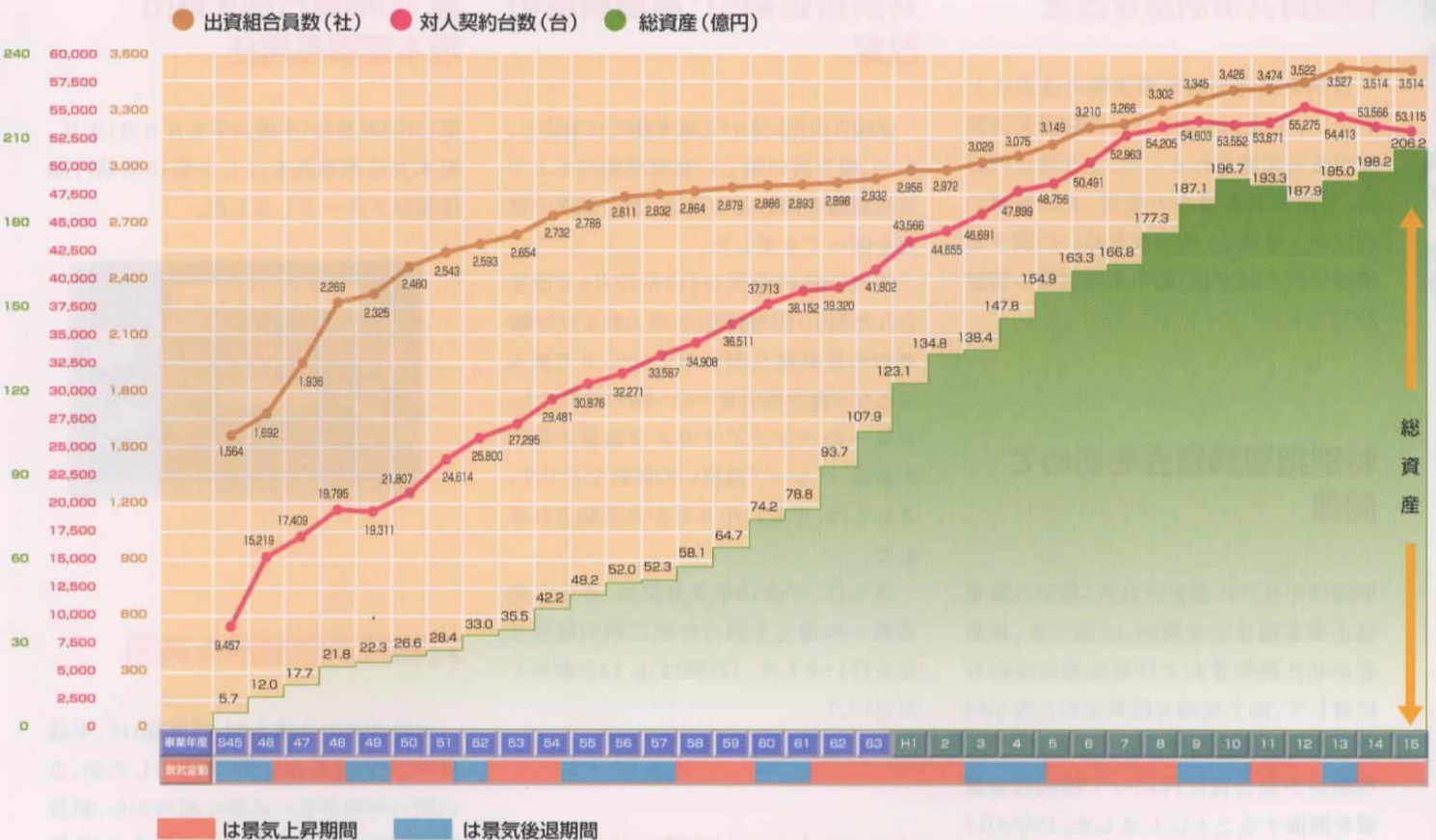


|              | 近畿共済の出来事                                                                                         | 自動車保険の出来事                                        | 経済・社会の出来事                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------|
| 昭和44         | 12月 大阪府トラック協会に交通災害共済制度研究委員会設置                                                                    | 44年11月 自賠責保険料を96.5%引上げ                           |                          |
| 45<br>(1970) | 3月 大阪府トラック協会に交通災害共済制度準備委員会設置<br>8月 大阪府交通共済協同組合創立総会<br>大阪陸運局認可 設立登記<br>9月 共済事業開始(対人 掛金は損保の60%)    | 45年 6月 任意対人賠償保険料率を89.0%引上げ                       | 45年 3月 大阪で万国博覧会を開催       |
| 47           | 7月 全国トラック交通共済協同組合連合会設立(東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、熊本の7単協)<br>10月 自賠責保険代理店事業開始                            |                                                  | 46年 8月 アメリカ、金ドル交換一時停止を発表 |
| 48           | 2月 国税庁長官通達で、責任準備金、支払備金の損金算入が認められる<br>3月 交協連 統一経理基準を実施<br>4月 交協連 再共済事業を開始<br>11月 交協連 統一損害額査定基準を実施 | 48年 8月 自賠責・任意一括払制度を導入                            | 48年10月 第一次石油危機           |
| 49           | 1月 名称を「近畿交通共済協同組合」(略称を近畿共済)に変更<br>8月 労災共済の事業開始                                                   | 49年 3月 家庭用自動車保険(FAP)を発売<br>(対人1事故無制限、対人示談代行サービス) |                          |
| 50           | 4月 示談代行サービスを開始<br>対人割引・割増制度を新設<br>自賠責保険金立替払を実施<br>9月 対物・車両共済事業開始(掛金は損保の80%)                      |                                                  |                          |
| 51           | 1月 対人共済金額「1事故あたり」を「1人あたり」に、1事故について5億円まで補償を拡大                                                     | 51年 1月 自家用自動車保険(PAP)を発売                          |                          |
| 55<br>(1980) | 4月 搭乗者危険担保特約を新設(掛金は損保の80%)<br>創立10周年記念式典                                                         |                                                  | 54年 1月 第二次石油危機           |

# Profile Of KINKI KYOSAI

## 2004

### 近畿共済の推移



|           | 近畿共済の出来事                                                                                                  | 自動車保険の出来事                                                                                     | 経済・社会の出来事                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 56        | 4月 対人共済金額を1億円に拡大<br>10月 全自動車共済種目の掛金を損保の60%に統一                                                             |                                                                                               | 56年 3月 第二次臨調発足                                          |
| 58        | 8月 創立以来初めての赤字決算を受け、選定事業所対策等の収支改善策を決議(第43回臨時総代会)                                                           | 57年10月 自家用自動車総合保険(SAP)を発売<br>58年 7月 対人1名保険金額を無制限に<br>59年12月 自賠責保険審議会、医療費支払や後遺障害認定の適正化等制度改善を答申 | 60年 5月 国鉄、電電公社等民営化決定<br>60年 9月 プラザ合意                    |
| 平成2(1990) | 3月 創立20周年記念式典<br>4月 対人共済金額無制限を新設<br>(12月) 物流二法施行<br>12月 組合本部事務所を京橋の大ト協研修センターへ移転<br>(5月) 道路交通法改正(過積載の規制強化) |                                                                                               | 1年 4月 消費税実施<br>1年12月 東証株価3万8915円の史上最高値<br>1年12月 冷戦終結宣言  |
| 6         | 1月 阪神大震災発生 被災組合員にお見舞い                                                                                     |                                                                                               | 3年 1月 湾岸戦争<br>6年 9月 関西国際空港開港                            |
| 8         | (4月) 新保険業法施行<br>(12月) 日米保険協議合意                                                                            | 8年12月 全労済グループ等が自賠責共済に参入<br>8年12月 アメリカンホーム社初の通販開始<br>9年 9月 運輸省、自賠責会に自賠責保険損害調査方法等の改善を通達         | 7年 1月 阪神大震災<br>7年 9月 公定歩合0.5%に<br>9年11月 北海道拓殖銀行・山一証券が破綻 |
| 10        | 12月 トラック交通共済に対する通達改正                                                                                      | 10年 5月 最後の算定会料率<br>10年10月 人身傷害補償保険(TAP)を東京海上が発売                                               | 10年 4月 改正外為法施行 日本版ビッグバン始動                               |
| 11        | 2月 対物共済金額上限5,000万円に拡大                                                                                     |                                                                                               |                                                         |
| 12        | 3月 創立30周年記念式典                                                                                             |                                                                                               |                                                         |
| 13        | 10月 自賠責共済事業開始<br>10月 子会社シンコウセーフティ(株)を設立                                                                   | 12年 8月 安田火災と第一生命が初の生損保提携<br>13年4月~14年7月 損保会社の合併づく<br>14年11月 大成火災破たん                           | 13年 9月 米同時多発テロ<br>14年 9月 日朝首脳会談<br>15年 3月 米英イラク戦争       |
| 16        | 1月 対物無制限を実施                                                                                               |                                                                                               |                                                         |



### 自賠責共済制度を改定

自動車損害賠償保障法等の改正にともない、平成14年4月から自賠責共済制度が改正実施されました。主な改正内容は、自賠責共済掛金の改定、支払基準の法定化と見直し、共済金支払いに関する情報提供の制度化、紛争処理制度の新設などです。

### 特別指導講習会を初めて開催

平成13年9月に改正された「貨物自動車運送事業輸送安全規則」に基づき、事業者が初任運転者および事故惹起運転者に対して、国土交通大臣が定めた告示内容の指導を義務づけられたことにより、当組合が組合員に代わって特別指導講習を開催することにしました。15年3月7日に初めて開催した講習会にはあわせて151名が参加しました。平成16年度からは大阪以外の府県でも開催実施することになっています。



### 共済掛金割引・割増制度の改定

保険自由化における競争激化に対応し、かつ、組合員の厳しい経営環境のもとで負担軽減を図れるように、割引制度の拡充を図ってきました。

第75回臨時総代会(13年12月)で改正された割引・割増制度は、対人および対物車両の最高優良割引率を50%まで拡大するなど優良割引者への一層の割引拡大、対物へのバックアイカメラ装着車割引の新設、グループ取扱いの新設などです。これらは、平成14年5月から実施されました。

さらに、平成16年7月には、さらに組合員への還元を図るために割引制度拡充を行いました。(詳細は、p. 12を参照ください。)

### キンコウセーフティ(株) 生命保険の取扱いをスタート

当組合の子会社キンコウセーフティ(株)は、発足2周年を記念して平成15年12月生命保険代理店資格を取得し、新たに生命保険の取扱いを開始しました。同社では組合員のみならず運送業者賠償責任保険を始めとして火災保険から医療保険まで幅広い生損保商品を品揃えして提供しています。

### 第18期執行部を選出 坂本理事長再任

第127回理事会(平成14年6月5日)より、坂本克己理事長をはじめ第18期執行部体制がスタートしました。



### 対物共済無制限を実施

対物共済の共済金額(限度額)は、平成11年2月以降最高5,000万円でしたが、この間の対物事故の高額化傾向から、組合員に一層の安心を提供するため、対物無制限を新設しました。なお、共済金額上限引上げに伴う当組合保有額の増大については、交協連への再共済により万全を期しています。

### 新しいコンピュータシステムを稼動

平成15年10月、コンピュータシステムを更新しました。ハードウェアを刷新して処理速度や容量をアップするとともに、職員全員にパソコン端末を配置し、主に契約、事故処理、経理面における事務処理の迅速化・業務効率化を図りました。



# Profile Of KINKI KYOSAI

## 2004

### 事故防止マニュアル、事故処理マニュアルを作成

平成16年、運転者の安全教育に事業所内で役立てていただけるように「事故防止マニュアル」を、また事故が発生した場合にしなければならないこと、知っておいていただきたいことをまとめた「事故発生時の初期対応マニュアル」をそれぞれ作成し、組合員に配布しました。



### 第19期執行部を選出

第132回理事会(平成16年6月4日)より、坂本克己理事長をはじめ第19期執行部体制がスタートしました。



### 新商品・制度の導入状況 (過去5年間)

| 事業年度   | 商品・掛金(規約・約款の改定)                                                                                             | 組合制度(定款等の改正)                                                        |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 平成11年度 | 自動車共済割引増制度の改正 (11.5要領改正)<br>予約契約取扱いの変更 (11.5約款改正)                                                           | 役員の定数・算出基準および総代の算出基準の改正 (11.12定款改正)                                 |
| 平成12年度 | 一回払割引、分割払金利引下げ (12.5規約・約款改正)<br>自損事故補償不担保特約新設 (12.5規約・約款改正)                                                 | 定款8条の運用規程を廃止 (12.5)<br>法定脱退規定を追加 (12.12定款改正)<br>自賠責共済規程等を設定 (12.12) |
| 平成13年度 | 自賠責共済開始 (13.10)<br>自動車共済割引増制度の改正 (13.12要領改正)<br>運送事業者賠償責任保険を販売 (13.12子会社キンコウセーフティ(株))<br>自賠責共済規程等を変更 (14.1) | 子会社設立 (13.5定款改正)<br>員外利用規定を新設 (13.12定款変更)<br>総代会開催期限の延長 (13.12定款改正) |
| 平成14年度 |                                                                                                             | 役員の定数・算出基準の改正 (14.12定款改正)                                           |
| 平成15年度 | 対物共済無制限実施、免責金額の多様化 (15.12規約改正)<br>共済掛金分割払口座振替方式新設、分割払金利撤廃 (15.12約款改正)                                       |                                                                     |



# 平成15年度 業務推進の概況

平成15年度から16年度にかけてわが国経済は、バブル崩壊後の長い停滞から脱して、金融不安やデフレ圧力が徐々に後退し、輸出と設備投資に支えられて製造業を中心に企業部門で景気回復が広がってきたものの、家計部門の個人消費と雇用の改善には遅れが見られ、地方景気の格差の広がりなど、なお先行き不透明感を残しています。このような景気動向に加え、損保各社による運送業界への契約獲得攻勢が益々激化する状況のもとで、当組合は、“組合員のニーズに応えられるサービスの提供”を運営の基本として業務推進しましたが、自動車共済契約は長期化する景気低迷のもとでの相次ぐ倒産、廃業もあり対人・対物共済において期首割れという厳しい状況となりました。一方、事故発生については、対人・対物・車両共済が前年より減少となり、この結果今期の利益は、堅実な運営水準を維持することができました。

主な業務実績は次の通りです。

## 1 契約推進

契約業務では、競争激化を踏まえ、現存契約の維持・拡充を重点に、優良な新規契約獲得を目指して、従来の施策を強力に推進するとともに、訪問勧誘や、新規契約推進キャンペーン、地域拡張強化戦略などを行ったものの、厳しい経営環境のもとでの休減車や倒産、廃業が相次ぎ対人共済および対物共済では、3年連続で期首台数を下回る厳しい結果となりました。一方、搭乗者共済および車両共済については期首を上回ったものの年間契約目標を達成することはできませんでした。自賠責共済については、取次所委託を増やし、年間目標を上回る契約を獲得しました。

## 3 事故処理

本年度は事故の早期解決を目標にして事故処理にあたり、搭乗者共済以外の全自動車共済および労災共済で年間発生数を上回る処理をすすめた結果、期末未済件数は前年度末を下回りました。

## 2 事故発生状況

平成15年度は、国内貨物輸送の低調な動きを背景として、数年来の事故減少傾向が続き、対人共済、対物共済および車両共済で発生件数、事故率ともに前年度より減少しました。この結果、対物・車両共済においては3年連続で当組合史上最低の事故率を更新しました。また、搭乗者共済は、死亡が半減したものの負傷者数が増加し事故率前年並み、労災共済もほぼ前年並みとなりました。

## 4 事故防止対策

全般的な対策として各地域での安全運転講習会や事業主・事故防止セミナーの開催、夏期・冬期の無事故コンクールの実施、事故多発地域対策として特別緊急訪問など幅広く対応し、また個別対策としては、事業所訪問や新規契約事業所訪問による事故防止のアドバイスや個別事業所講習会等の施策を行いました。



## Profile Of KINKI KYOSAI

2004

## 平成15年度決算および剰余金処分

平成15年度は、景気低迷のもとでの厳しい契約状況により、正味共済掛金は87億7,454万円と前年度比0.8%の減少となり、これに支払備金戻入や責任準備金戻入等を加えた事業収益は197億8,207万円となりました。一方、事故発生的大幅な減少によって、支払共済金が62億4,477万円と前年度より7.4%大幅に減少し、他方で対人高額見込事案増加による支払備金繰入の増加がありましたので、事業費等を加えた事業費用総額は190億9,216万円となりました。この結果、事業利益は6億8,900万円となり、これに事業外利益2億7,936万円を加えた税引前当期利益は9億6,926万円を計上することができました。

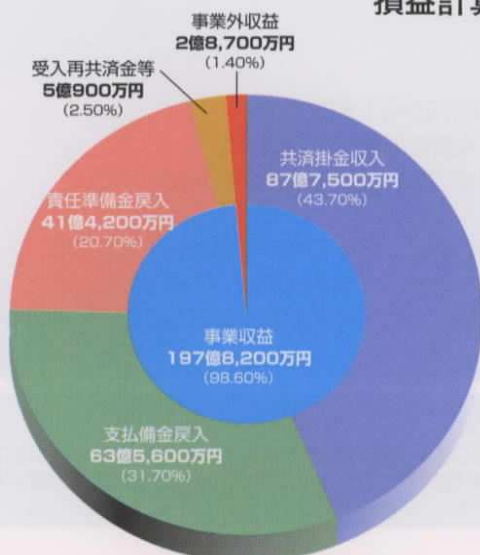
共済種目別収支でみてみると、対人共済が昨年度より赤字幅を拡大させたものの、搭乗者、対物、車両共済ともに昨年度より増益で、搭乗者がわずかに赤字、対物共済および車両共済は大幅な黒字となりました。労災共済は減益赤字でした。なお、自賠責共済については、収支相当の計算をしています。また、地域別収支については、大阪、奈良、京都地域が黒字、和歌山、滋賀地域が赤字となりました。

法人税等を差し引いた利益剰余金9億4,150万円については、次の通り配分いたしました。

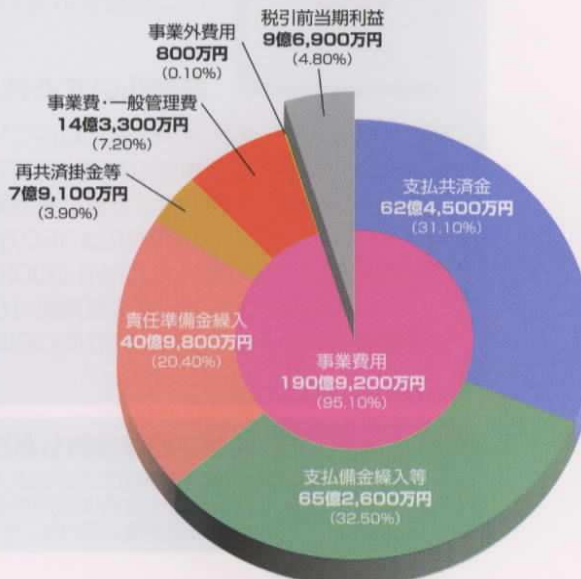
平成15年度収支決算  
損益計算書

200億6,900万円(100%)

収益



費用



1 出資配当は、74万円(利益剰余金に占める割合は0.1%)。年0.3%の配当率で、出資口数に応じて配当しました。

2 利用分量配当として、事業利用組合員に6億8,895万円(利益剰余金に占める割合は73.2%)を返戻しました。内訳は、対物共済5億2,746万円、車両共済1億6,150万円で、対人共済、搭乗者共済については赤字のため配当はありませんでした。配当金は、事業利用の分量に基づき補償率に応じて配当を行いました。最高配当率は対物で26.3%です。

3 平成15年度は、2億5,181万円を内部留保しました。(利益剰余金に占める割合は26.7%)  
これにより、当組合の内部留保は、82億581万円となりました。内訳は、利益準備金5億8,400万円、特別積立金75億4,000万円、法定繰越金7,500万円、次期繰越金681万円です。

## 利用分量配当とは

法律(中小企業等協同組合法)にもとづき協同組合事業に認められている利益剰余金の組合員への分配方法であり、組合員にとって損保会社にはない有利な制度です。当組合では、昭和61年度以降毎年実施しており、創立以来の配当金総額は今年度で133億円を超えるところとなりました。

利用分量配当は、一種の掛金割戻し制度と考えられます。平成15年度分の利用分量配当を行った結果、最高割引適用者(30台契約)の場合、平成16年度の実質的な割引率は対物共済で77.2%となり、さらにお得な掛金となっています。



## 商品のご案内

シンプルで確かな補償  
わかりやすい商品内容で基本補償を確保します

### 対人共済

自動車事故で他人を死傷させ、被害者への損害賠償金額が自賠責保険で支払われる額を超えたとき、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

損害賠償額と費用の合計額から自賠責保険（共済）金を差し引いた額をお支払いします。

被害者1名ごとの損害につき共済金額を限度としてお支払いします。  
引受限度額は、無制限です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。

臨時費用として、別枠で弔慰・見舞等の費用をお支払いします。  
（死亡の場合5万円、入院の場合1万円、入院が20日を超えた場合さらに1万円）

### 自損事故補償

共済契約者、従業員である運転者または搭乗中の従業員等が、自損事故（運転ミスにより電柱に衝突したり、崖から転落した場合など）によって死亡またはケガをし、その損害について自賠責保険から補償されないときに、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

|         |                                                                                  |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡共済金   | 対人共済金額に応じて1,200万円から1,600万円                                                       |
| 後遺障害共済金 | 後遺障害の程度に応じて死亡共済金の4%から100%                                                        |
| 介護費用共済金 | 介護を要する重度後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて200万円または350万円                                     |
| 医療共済金   | 入院1日につき6,000円、通院1日につき4,000円（限度額100万円）<br>（以上の共済金については、労災保険給付がある場合は、それぞれ半額となります。） |
| 減収補償共済金 | 死亡または入院が60日以上の場合に、対人共済金額に応じて120万円から160万円                                         |

#### 自損不担保特約もあります。

自損事故補償については、基本的に対人共済契約をされると自動的に付帯していますが、自損事故の場合は労災共済や搭乗者共済と補償が重複することから、契約者の選択により自損事故補償の取り外しも可能です。

### 対物共済

自動車事故によって他人の自動車や家屋などに損害を与え賠償しなければいけないとき、共済金をお支払いします。

#### お支払いする共済金

共済金額を限度として、修理費等の合計額からご契約の免責金額（自己負担額）を差し引いた額をお支払いします。

引受限度額は、無制限です。免責金額は、ゼロ、3万円、5万円、10万円、15万円、20万円、30万円、50万円の8種類です。共済金額は安心の「無制限」をおすすめします。

なお、免責30万円、50万円については、営業用の普通貨物自動車（2t超）、普通貨物自動車（2t以下）、小型貨物自動車、普通車ダンプカー、特種用途自動車、A種工作車、B種工作車で1,000万円以上の共済金額の場合となります。また、一部車両（※）については、引受限度額が10億円となります。（※）危険物積載車、空港構内使用車、「クレーン・ショベル付」A種工作車等



## 車両共済

衝突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、盗難などの偶然な事故によって契約したお車が損害を受けたときに共済金をお支払いします。

### お支払いする共済金

- (1) ご契約のお車が修理できる場合(分損:修理費が損害発生時の時価額より下回る場合)  
ご契約のお車の損害額からご契約の免責金額(自己負担額)を差し引いた額
- (2) ご契約のお車が修理できない場合(全損:修理費が時価額以上となる場合) 損害発生時の時価額  
臨時費用として、共済金額の5%(10万円を限度とします)をお支払いします。

## 搭乗者共済

契約自動車に乗車中の人(運転手を含みます)が、事故によって死亡したりケガをしたときには、損害賠償金とは別に共済金をお支払いします。

### お支払いする共済金

|         |                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡共済金   | 共済金額(1名につき300万円、500万円、1,000万円の3種類)全額                                                   |
| 後遺障害共済金 | 後遺障害の程度に応じて共済金額の3%から100%<br>介護を要する重度後遺障害が生じた場合には、共済金額の10%を<br>重度後遺障害特別共済金として別にお支払いします。 |
| 医療共済金   | 入院1日につき共済金額の1.5/1000、通院1日につき共済金額の<br>1/1000(限度額180日)                                   |

## 労災共済

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡したりケガをされたときに政府労災保険に上乗せして共済金をお支払いします。

### 遺族補償給付・障害補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が死亡されたときまたは後遺障害を被ったときに、契約時に定めた給付額(障害補償給付は後遺障害の度合に応じて)をお支払いします。

- 甲種(法定外補償規程がない場合) 給付額を1口から15口(遺族補償の場合は1口100万円)までの中から任意にお選びいただけます。  
乙種(法定外補償規程がある場合) 組合員と従業員の間で締結した災害補償規定に定めた給付額にて契約していただけます。

### 休業補償給付

業務上・通勤上の災害で従業員の方が休業されたとき、休業4日目から1日ごとに契約時に定めた給付額(最高1,092日分)をお支払いします。

- A型(定額型) 休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき1,000円をお支払いします。  
B型(定率型) 休業し、賃金を受けない日の第4日目以降に対し、1日につき給付基礎日額の20%をお支払いします。  
(給付基礎日額とは政府労災保険で算定した平均賃金)

## 自賠責共済

法律(自動車損害賠償保障法)によって、すべての自動車(バイクを含む)に加入が義務づけられている強制保険です。すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度です。

基本的な対人賠償として、交通事故による死亡の場合は3000万円まで、後遺障害の場合は等級に応じて第14級75万円から第1級3000万円まで(神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し介護が必要な場合、常時介護のときは4000万円、随時介護のときは3000万円;平成14年4月1日以降の事故)、傷害の場合は、120万円までの共済金をお支払いします。

お支払いにあたっては、法律に基づいて定められた支払基準にもとづいて迅速・適正にお支払いします。



# 契約推進

自助努力により負担を軽減  
組合員企業の安定に役立ちます

## 自動車共済掛金は損保保険料より有利です

「少しでも安い負担で最大の補償を」という組合員のみなさまの要望にお応えして、当組合の現在の対人および搭乗者共済基本掛金については、損保平成10年5月1日実施料率に準拠し、対物共済基本掛金については損保平成3年7月1日実施料率または同平成10年5月1日実施料率に、車両共済基本掛金については損保平成3年7月1日実施料率に準拠して、それぞれ損保実施料率の60%を基本掛金としています。

損保会社は、平成10年7月以降、それまでの算定会料率使用義務が廃止され、各社が独自料率を設定し、保険料引下げを図っていますが、当組合基本共済掛金は、下図の通り優位性を保っています。

### 共済掛金と損保保険料との比較例

平成16年1月現在

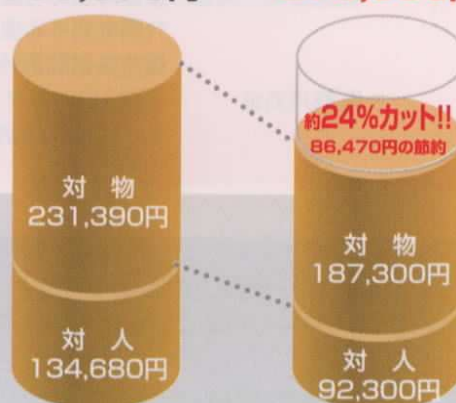
営業用普通貨物車（2t超）

対 人：無制限

対 物：無制限／10万免責

損保A社保険料  
366,070円

共済掛金  
279,600円



## 割引制度を改正 さらに有利な掛金に

平成16年度から、自動車共済掛金割引・割増取扱要領を改正・実施し、割引制度をさらに充実させました。



**1** 優良割引率を最高60%まで拡大しました。(対人、対物、車両とも)

**2** 多数契約割引範囲を拡大しました。

2台以上の車両を契約いただいている組合員には、その契約台数に応じて5%から12%まで多数契約割引をします。  
(従来は5台以上から)

**3** 新車割引を新設(車両共済)

営業用貨物自動車で、初度登録の翌月から、12か月以内に契約を締結する車両については、車両共済掛金を5%割引します。

(対象車種) 普通貨物車(2t超、2t以下)、小型貨物車、普通車ダンプカー、小型・三輪ダンプカー、特種用途自動車、B種工作車

その他の割引も充実しています。

- ・保有全車両一括契約の場合4%割引。
- ・事故防止装着車(バックアイカメラ)割引として対物共済掛金3%割引。
- ・密接な関係のある複数の組合員企業の割引・割増率をグループとして一括で算出する取扱い制度



## Profile Of KINKI KYOSAI

2004

## ご契約にあたって

ご契約は便利でお得な全車一括契約をおすすめします。

交通事故の大型化に備え、対人・対物ともに無制限でのご契約をおすすめします。

自賠責共済もあわせて当組合にご契約いただきますと、共済金請求手続などが一本化でき、お支払も一段とスピーディです。



## ご契約の際にご注意いただきたいこと

- 1** ご契約内容を十分ご確認ください  
 共済契約申込書の記載事項が事実と相違している場合は、共済金をお支払いできないことがあります。契約もれ、登録番号間違いがないかを再確認してください。
- 2** 共済金額は、適切な額をお付けください  
 車両契約は時価でお引受します。事故で全損になれば車両契約は事故発生時に終了します。
- 3** 当組合の共済責任は、共済契約引受証書記載期日の午後4時から始まります。(掛金払込期間を経過した場合は掛金払込日の午後4時からの契約になります。) また、分割払掛金の2回目以降の掛金にお支払いがなく支払日を7日経過した場合は、支払日に遡及して失効します。

## 共済掛金のお支払方法について

- 1** 初回掛金は、現金または小切手で取扱銀行にご入金ください。
- 2** 分割払いは、6回払と11回払の2種類があります。
- 3** 分割払い方式には、約束手形による支払と口座振替による支払があります。
- 4** 1回払の場合は、基本掛金を3%割引きます。

## ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後、下記のようにご契約車を入れ替るなど、契約内容の変更が生じる場合は、直ちに当組合にご通知ください。ご通知をいただけない場合、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(契約車両の入替、契約車両の用途・車種、登録番号などの変更、競技または試験に使用する場合、危険物を積載する場合など)



# 事故処理サービス

親切・スピード・信頼をモットーに  
安心と満足を提供します

## 共済（保険）の値打ちは、 事故が起きたときに試されます

不幸にして事故が起きた時に、迅速・的確に事故処理の対応に  
取り組み解決をはかることが、何よりのサービスとして組合員に安心を提供すること  
になり、被害者救済にもつながることを確信しています。

当組合は、「組合員第一」の姿勢で全力をあげて取り組むことを基本に、組合員のみなさ  
まに最も近い第一線スタッフの対応力を高め、組合員のみなさまにご満足いただけるサ  
ービスの提供につとめます。このため、特に事故処理担当者の能力向上に力を入れ、職員  
研修などを積極的に行っています。



### 示談代行サービス

契約車両による事故が発生したときに  
は、事故解決への相談、援助はもちろん、  
被害者の同意があり、組合員からのご要  
望があれば、損害賠償額を確定させるた  
めに、当組合が被害者との示談交渉を引  
き受け、組合員に納得いただける示談交  
渉サービスを行います。



### 全国どここの事故にも対応

遠方で起きた事故でも、必要に応じて  
スタッフを派遣できるように配置してい  
ます。また、鑑定人や提携契約損害調査  
会社も利用してスピーディに効率的な調  
査も行っています。

さらに全国15のトラック共済による事  
故調査相互協力ネットワークも結ぶなど、  
全国をカバーするための万全の体制を  
用意しています。

### 専門スタッフによる親切・ スピーディな事故解決

事故処理は専門スタッフが担当し、組  
合員と常に連絡をとりながらすすめます。  
対物事故におけるコンピューターによる  
事故車損害額見積りシステム（アウダネオ）  
や判例検索のOA化、軽微損害事故にか  
かる決裁権限の思い切った現場委譲の  
実施などにより適切かつスピーディな事  
故解決に努力しています。

また、法律上の問題については顧問弁  
護士、医療上の問題については審査医に  
相談しながら適正・妥当な賠償につとめ  
ています。

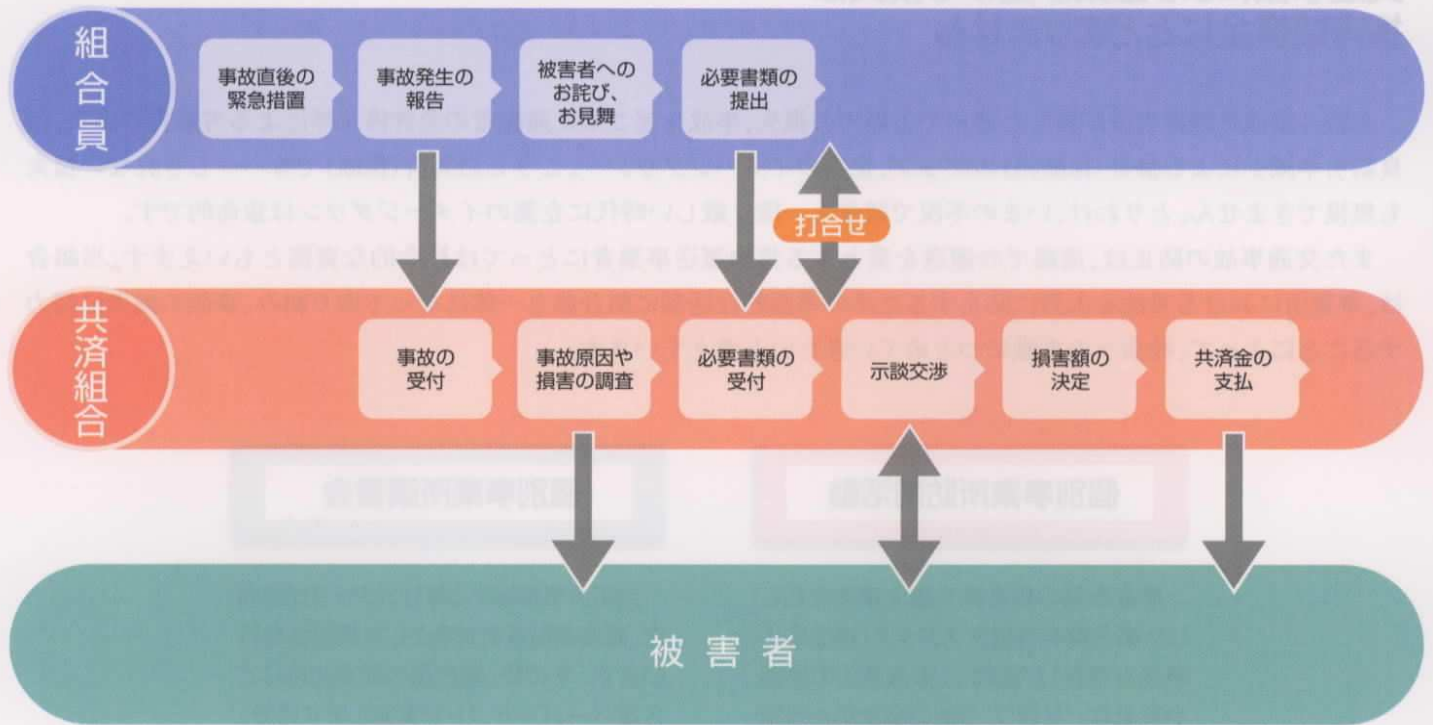




# Profile Of KINKI KYOSAI

## 2004

### 共済金支払の手続き(賠償の場合)



#### 事故証明書の取付 代行サービス

従来は、郵便局や自動車安全運転センターに出向いて交付申請しなければならなかった事故証明書についても、当組合が取付を代行しています。  
(取付費用は当組合が負担します)

#### ファックスによる事故報告など 手続きの簡素化

当組合への事故報告もファックスで送っていただければ、スピーディに処理することができます。また組合員のご要望に応じて、提出書類の簡素化も行っております。

#### 賠償金一括払サービス

対人事故の場合、自賠責保険金(共済金)と対人共済金とを一括してお支払いしますので、スピーディで円滑に事故処理がすすみます。

#### 訴訟になったときにも 万全のサポート

万一訴訟になった場合でも、顧問弁護士により十分ご援助できる体制を整えています。

また、弁護士報酬や訴訟費用等は当組合が負担します。

#### パソコンシステム管理 による効率化

スタッフ全員にパソコンを導入し、経過記録管理や支払決済手続をシステム化することによって、迅速かつ効率的な事故処理ができるようになりました。

#### 夜間・休日 事故受付サービス

夜間・休日に事故を起こされた場合にフリーダイヤルでも事故報告の受付を行っています。

いざ事故発生  
**0120-132583**  
(携帯電話・PHSからでもご利用いただけます。)



# 事故防止サービス

組合員と一体になって事故防止に努力  
安全を提供します

## 交通事故により企業が受ける損失は 損害賠償金にとどまりません

企業の事故処理担当者が要した費用や労働力の損失、事故を起こした運転者の免許停止等による労働力の損失、優良割引率減少による掛金(保険料)のアップ、企業のイメージダウン…。こうした共済(保険)でカバーしきれない損失も無視できません。とりわけ、いまの不況で競争も一段と厳しい時代に企業のイメージダウンは致命的です。

また交通事故の防止は、道路での運送を業とする貨物運送事業者にとっては社会的な責務ともいえます。当組合は、事業所における事故を未然に防止するための多面的な活動に組合員と一体になって取り組み、事故の減少に努力することによって、社会への貢献につとめていきたいと考えています。

### 個別事業所訪問活動

事故多発の組合員や重大事故を起こした組合員を当組合スタッフ(事故防止専従指導員)が訪問し、事故発生の原因や背景などを探り、今後の事故防止対策についてともに検討し、その事業所に適した指導・助言を行います。

またその際、過去3年間の事業所の事故データを分析して事故の内容や原因を明らかにし、アドバイスを記した資料をお届けします。事故多発運転者には、自動車事故対策センターが行う適性診断の受講も要請しています。

### 個別事業所講習会

当組合事務局から専任スタッフが出向き、直接運転者を対象とした講習会を行います。その際、組合員の希望に応じて各種ペーパーテストを実施しますので、運転者管理や安全教育に活用していただけます。



### 個別事業所講習会を受講された運転者の方の感想から

日頃、何気なく運転していますが、こうして交通事故防止などの講習に参加すると、初心にもどって気をつけないといけないと思いました。(Tさん)

出席して、確かにとか、そうしなければ、と思うことが多く、運転にたいする考えをもっと厳しく持たなければと思う。(Aさん)

参加して思った事は、自分が気をつけて運転していても相手が何も考えずに突っ込んでくる事や、歩行者や自転車の信号無視による事故があり、相手が何を考えているかを予測して運転しなアカんと思いました。(Tさん)

### DATA(平成15年度)

#### 個別事業所訪問

882事業所にのべ1789回訪問しました。

#### 個別事業所講習会

171回開催し、3964名の運転者が受講されました。

#### 安全運転ペーパーテスト

68社で実施し、1421名の運転者が参加されました。



# Profile Of KINKI KYOSAI

## 2004

### 安全運転体験施設の活用

事業主および運行管理者が安全運転講習会運転体験研修施設で体験研修を受けられる場合に、当組合が費用の一部を助成します。講習を通じて得た経験を運転者の安全指導に役立てていただけます。



### ビデオ貸出等のサービス

安全教育に役立てるため、事故防止のビデオテープ等の視聴覚教材を用意しています。

また、運転者向けの安全運転教材（小冊子）などを契約組合員に配布しています。



### 無事故無違反優良ドライバーコンクール等の表彰制度

1年間無事故、無違反の運転者に対しては記念品、抽選で商品券を贈呈しています。

また、3年以上の長期間無事故・無違反を達成した運転者を表彰します。（平成17年度より実施）



### 事故防止セミナー

運転者の教育や指導に役立てていたべく趣旨で、事業主および運行管理者を対象としたセミナーを開催しています。講師は、大学教授や評論家、安全運転施設講師など多彩な分野から迎えています。



### 交通事故防止キャンペーン

事故多発が予想される夏期と冬期に事故防止キャンペーンを実施し、期間中優良な地域や事業所を表彰します。



### 安全運転講習会

運転者および運行管理者を対象に、各地域で開催している安全運転講習会を後援しています。



### 広報活動

ポスターやチラシなどによる活発な広報活動を行い、事故の防止を呼びかけています。交協連主催による交通事故防止標語や体験記等の募集に協力しています。



### 特別指導講習

国土交通省告示に基づき、事業者に義務づけられた事故惹起者と初任運転者に対する特別指導講習会を事業者に代わって行っています。







# 目で見る近畿共済の歩み

(過去5年間の推移)

契約台数(人員)の推移

- 対人
- 対物
- 搭乗者
- 車両
- 労災
- 自賠責



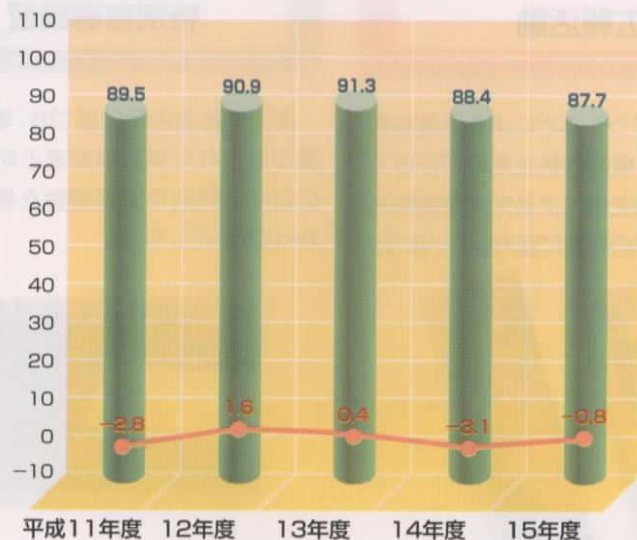
出資および事業利用組合員数  
出資口数の推移

- 出資口数
- 出資組合員数
- 事業利用組合員数



共済掛金収入額の推移  
(単位:億円)

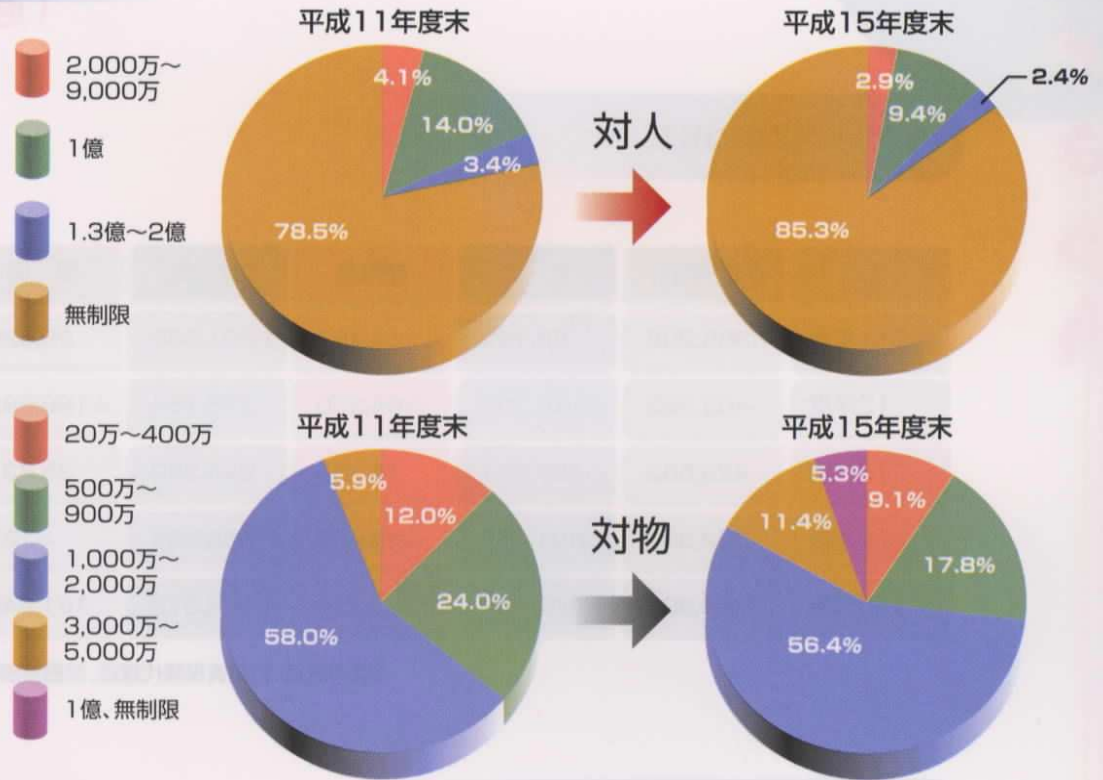
- 共済掛金(億円)
- 増収率(%)





### 共済金額別契約構成比の推移

(単位:%)



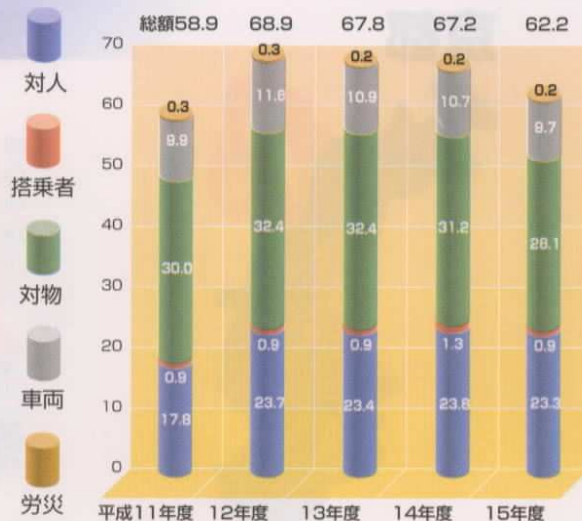
### 共済掛金収入種目別構成比の推移

(単位:%)



### 支払共済金額の推移

(単位:億円)







# 目で見る近畿共済の歩み

(過去5年間の推移)

## 年度別・種目別損益状況

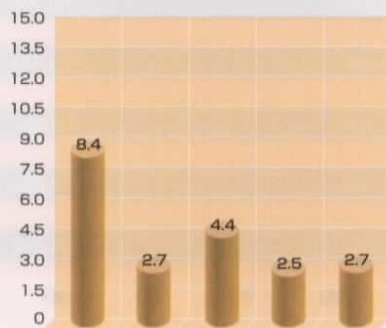
(単位:千円)

|        | 事業損益計     | 対 人      | 搭乗者     | 対 物       | 車 両      | 労 災     | その他  |
|--------|-----------|----------|---------|-----------|----------|---------|------|
| 平成11年度 | 1,385,202 | 59,792   | △4,423  | 1,281,682 | 28,525   | 19,900  | △274 |
| 12年度   | 402,382   | △115,706 | △54,250 | 778,154   | △198,692 | △6,980  | △144 |
| 13年度   | 429,563   | △467,011 | 14,750  | 828,340   | 35,831   | 17,747  | △94  |
| 14年度   | 372,307   | △481,445 | △33,509 | 898,894   | △121     | △10,905 | △606 |
| 15年度   | 689,902   | △607,068 | △324    | 1,156,572 | 161,840  | △21,144 | 27   |

その他とは、自賠責保険代理店、労働保険事務組合、火災共済代理所の事業です。

## 年度別・地域別事業損益状況

(単位:億円)



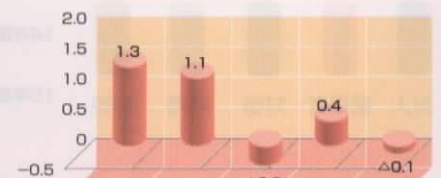
平成11年度 12年度 13年度 14年度 15年度

大阪



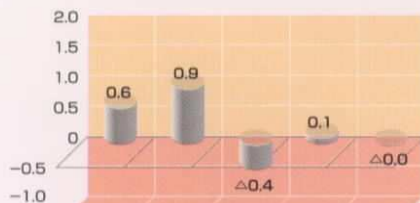
平成11年度 12年度 13年度 14年度 15年度

京都



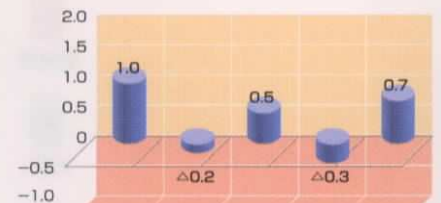
平成11年度 12年度 13年度 14年度 15年度

滋賀



平成11年度 12年度 13年度 14年度 15年度

和歌山



平成11年度 12年度 13年度 14年度 15年度

奈良



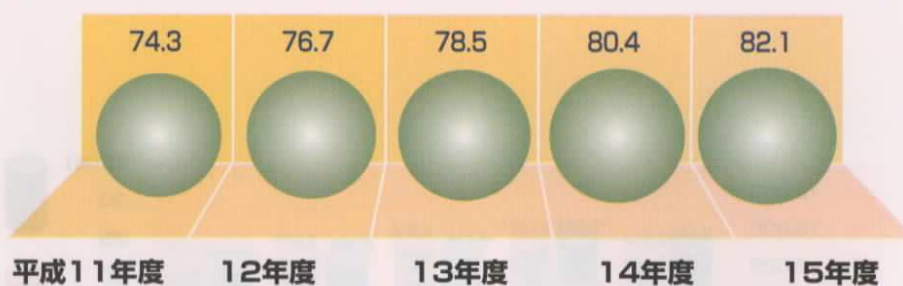
## 組合資産の推移

(単位:億円)



## 内部留保の推移

(単位:億円)



## 組合員への配当金額

(単位:千円)

|        | 出資配当金 (配当率) | 利用分量配当金 | 配当金合計 (分配率)     |
|--------|-------------|---------|-----------------|
| 平成11年度 | 5,171 (4%)  | 850,699 | 855,870 (64.6%) |
| 12年度   | 2,584 (4%)  | 401,516 | 404,100 (62.4%) |
| 13年度   | 2,571 (1%)  | 411,199 | 413,770 (61.1%) |
| 14年度   | 752 (0.3%)  | 371,365 | 372,117 (58.1%) |
| 15年度   | 738 (0.3%)  | 688,953 | 689,691 (73.3%) |





# 目で見る近畿共済の歩み

(過去5年間の推移)

## 事故発生・処理状況の推移



## 対人



## 対物



## 車両

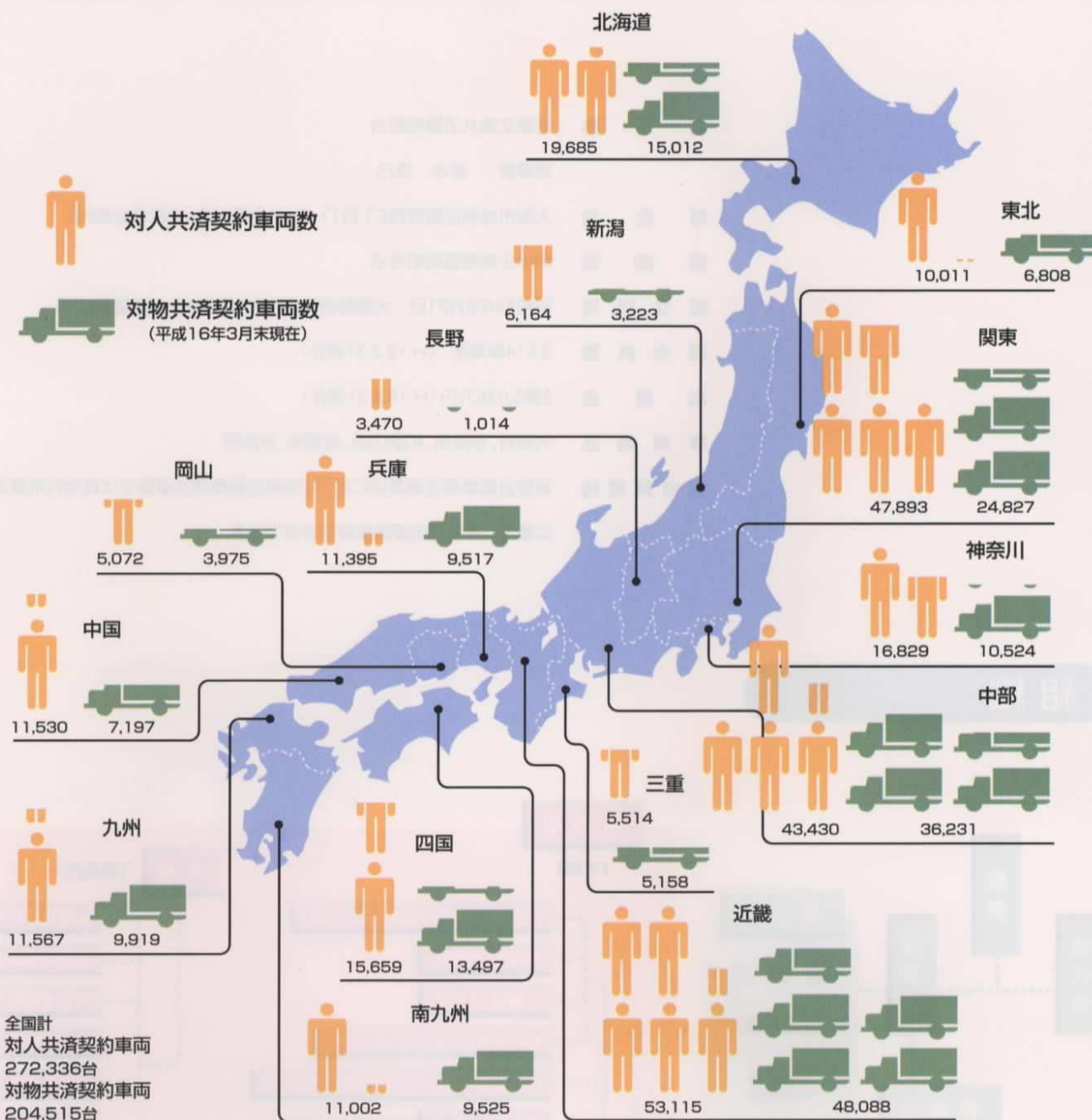


# 全国のトラック共済の概要

## 再共済制度で万全の共済金支払を確保します

対人・対物事故による巨額な賠償金の支払を確保できるように、全国15のトラック交通共済協同組合により再共済団体として全国トラック交通共済協同組合連合会(略称 交協連)を設立しています。その対象地域は、沖縄県を除く全国に及び、各単位組合の総資産合計は1,000億円を超え中小企業協同組合の共済としては最大の規模となっています。

各トラック共済は、連合会のもとに連携しながら自賠償共済や事故防止などの事業協力体制をとっています。



### 再共済制度とは

踏切での列車との衝突や高速道路での多重衝突事故など巨額事故が発生すると、その共済金が巨額になり、組合の経営が不安定になることから、共済組合が引受ける危険を平均化、分散化するために、契約者から引受けた危険の内、一定額を超える部分を交協連に負担してもらう取引です(対人共済および対物共済)。さらに対物高額事故については、交協連を通して再保険会社に再保険をかけることにより支払に万全を期しています。

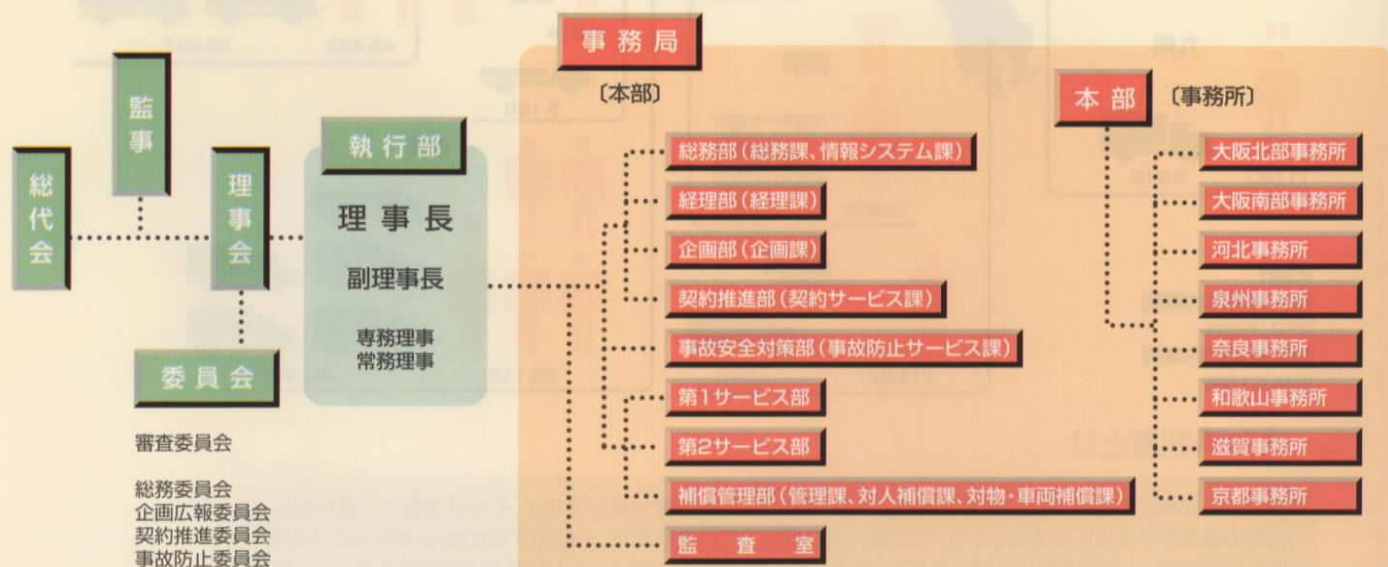




## 組合の概要

|           |                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------|
| 名 称       | 近畿交通共済協同組合                                         |
| 理事長       | 坂本 克己                                              |
| 所 在 地     | 大阪市城東区鳴野西2丁目11-2 (大阪府トラック総合会館内)                    |
| 根 拠 法     | 中小企業等協同組合法                                         |
| 設 立 認 可   | 昭和45年8月21日 大阪陸運局 (現近畿運輸局) 大陸協第27号                  |
| 組 合 員 数   | 3,514事業所 (H.16.3.31現在)                             |
| 出 資 金     | 2億5,036万円 (H.16.3.31現在)                            |
| 事 業 地 区   | 大阪府、奈良県、和歌山県、滋賀県、京都府                               |
| 組 合 員 資 格 | 貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法に基づく貨物利用運送事業を営業者 |

## 組 織



# 組合の事業案内

## 自動車共済事業

対人共済、対物共済、車両共済、搭乗者共済

## 自賠責共済事業

## 労働災害共済事業

## 事故防止に関する事業

事故防止に関する事業主・運行管理者・運転者への講習や指導、援助および広報活動を行います。

## 労働保険事務組合

大阪府下の組合員の委託を受けて、組合員が行う労働保険事務手続きを代行します。

## 大阪府火災共済協同組合の代理所業務

### 子会社キンコウセーフティ株式会社の概要

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 名称     | キンコウセーフティ株式会社<br>代表取締役社長 坂本 克己  |
| 所在地    | 大阪市城東区嶋野西2丁目11-2（大阪府トラック総合会館内）  |
| 資本金    | 1000万円 近畿交通共済協同組合100%出資         |
| 設立年月日  | 平成13年10月2日                      |
| 代理店登録  | 平成13年11月8日                      |
| 契約損保会社 | 富士火災海上(株)、東京海上火災(株)、三井住友海上火災(株) |
| 電話     | 06-6965-2561                    |
| FAX    | 06-6965-2830                    |

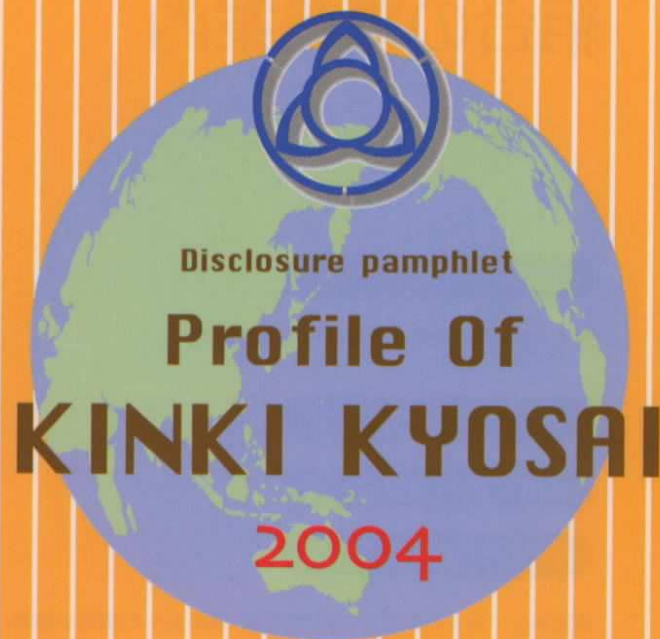
### 取扱い商品

#### 運送業者賠償責任保険

契約者が輸送を受託したすべての貨物を対象にして、その貨物に損害が生じた場合に、荷主に対して負担する損害賠償責任を、1回の手続きで1年間包括的にカバーします。（一部条件制限貨物があります。）

実際の運送中、仮置場所での仮置中、保管場所での保管中、簡単な加工作業中（梱包・札付など）、貨物の陳列中など切れ目なくリスクをカバーすることができます。特約として、残存物取片付け・廃棄費用、第三者賠償責任、臨時費用のお支払いができます。その他、医療保険、がん保険、傷害保険、火災保険などあらゆる損害保険商品に加え、生命保険商品の取扱いもしています。





**近畿交通共済協同組合**

〒536-0014 大阪市城東区嶋野西2-11-2 (大阪府トラック総合会館内)  
TEL:06-6965-2828 (代) FAX:06-6965-2838

<http://www.kinkyo.or.jp>  
E-mail:kinkyo@kinkyo.or.jp

**事務所**

**大阪北部事務所**

TEL:06-6965-2831 FAX:06-6965-2838 (本部内)

**大阪南部事務所**

TEL:06-6965-2833 FAX:06-6965-2838 (本部内)

**河北事務所**

〒564-0011 吹田市岸部南2-38-3  
(北部地区輸送サービスセンター内)  
TEL:06-6381-6544 FAX:06-6381-6629

**泉州事務所**

〒592-8334 堺市浜寺石津町中1-9-19  
(南部地区輸送サービスセンター内)  
TEL:072-247-1701 FAX:072-247-2777

**奈良事務所**

〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-6 (奈良県トラック会館内)  
TEL:0743-59-1701 FAX:0743-59-1751

**和歌山事務所**

〒640-8329 和歌山市田中町5-4-14 シャンティ田中町2F A  
TEL:073-422-2451 FAX:073-422-2461

**京都事務所**

〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 (京都自動車会館内)  
TEL:075-671-1894 FAX:075-671-4382

**滋賀事務所**

〒520-3047 栗東市手原3-1-25 (栗東市商工会館内)  
TEL:077-553-4000 FAX:077-553-4420

2004年12月25日発行 (2,000)